

C S N I 第 20-33 号  
2020 年 7 月 3 日

株式会社テルズ&クイーン 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者支援ネットワークいしかわ  
理事長 橋本 明夫  
(公印省略)

申入書の送付について

拝啓 盛夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より私ども消費者支援ネットワークの活動に対しご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。  
さて、標記の件について送付いたしますのでお願い申し上げます。

敬具

令和2年7月3日

株式会社テルズ＆クイーン 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワーク しかわ

理事長 橋本 明夫



〒920-0206 金沢市北寺町へ9番地3

TEL:076-254-6733 FAX:076-254-6744

[連絡先] 藏大介法律事務所

弁護士 木村 基之

〒920-0912 金沢市大手町7番23号

TEL:076-234-5830 FAX:076-234-5831

## 申入書

当法人は、平成29年5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れ致します。つきましては、本申入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますよう、お願い致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴事務局からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

## 第1 申入れの趣旨

- 1 脱毛コースサービスが付帯されたフェイシャルコース（以下「本件コース」という。）が中途解約された場合、脱毛コースの中途解約精算金を徴収する旨の条項を削除することを求める。
- 2 シェアラエステティックサービス契約書（約款・規約集）（以下「本件約款」という。）第11条第2項を削除または特定商取引に関する法律第49条第5項及び第6項（以下「特商法」という。）に適合するよう改訂することを求める。
- 3 本件約款第11条第3項及び第12条第1項の精算金算式の解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう改訂することを求める。

## 第2 申入れの理由

### 1 脱毛コースの中途解約精算金について

- (1) 貴社は、消費者から《フェイシャルコースご契約時の脱毛コースサービスについての注意事項》と題する書面（以下「本件書面」という。）に署名を求め、フェイシャルコースに脱毛コースサービスを付して契約しています。そして、本件書面には、「万が一、中途解約された場合は、フェイシャルコースの中途解約精算金のほか、脱毛コースについても、選択されたコースの単価×サービスを受けられた回数分の中途解約精算金をお支払い頂きますのでご注意ください。」と記載されています。すなわち、全身脱毛6回コースを選択していた場合、契約時は0円／回の単価であったが、中途解約した場合には4万6800円／回の中途解約精算金が発生します。
- (2) 貴社が提供するエステティックサービスは、特商法第41条第1項第1号に規定される特定継続的役務提供に該当します。

(3) 特定継続的役務提供契約の中途解約について、役務提供後については、  
①提供された役務の対価に相当する額と②2万円または契約残額の10%  
に相当する額のいずれか低い額を合算した金額が、損害賠償額の上限とさ  
れています（特商法第49条第2項第1号、特定商取引に関する法律施行  
令第15条）。そして、提供された役務の対価に相当する額とは、契約時  
の単価によるべきものとされています（最判平成19年4月3日民集61  
巻3号967頁）。そのため、本件コースが中途解約された場合、たとえ  
全身脱毛のサービスが提供されていたとしても、その役務の対価は0円で  
あることから、脱毛コースについての中途解約精算金を徴収することはで  
きません。

(4) 本件コースが中途解約された場合、脱毛コースの中途解約精算金を徴収  
する旨の条項は、特商法第49条第2項第1号に違反し、同条第7項によ  
り無効です。

## 2 本件約款第11条第2項について

(1) 本件約款第11条第2項では、「関連商品につきましては、未使用で消  
費期限以内のものに限り、前項による解除ができるものとします。但し、  
商品状態により商品価値が残存していないと乙が評価した場合にはこの限  
りではありません。」と規定されています。

(2) しかし、特商法第49条第5項では、特定継続的役務提供契約が解除さ  
れた場合、関連商品についても解除を行うことができるとされており、解  
除に条件は付されていません。従って、本件約款第11条第2項は解除に  
条件を付すものであり、特商法49条第5項に違反し、同条第7項により  
無効です。なお、エステティック業統一自主基準IV1(1)④(ア)では、  
「継続的役務（関連商品を含む）の契約において、中途解約の申し出があ  
った場合は、速やかに解約の手続を行い・・・」と規定されています。

## 3 本件約款第11条第3項及び第12条第1項について

- (1) 「関連商品の通常の使用料に相当する額」（特商法第49条第6項第1号）について、本件約款第11条第3項では「精算金」と表現され、本件約款第12条第1項では「関連商品の使用料相当額」と表現されています。また、本件約款第11条第3項の「精算金」と本件約款第12条第1項の「精算金」は異なる意味で使用されています。
- (2) 事業者に「消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮すること」（消費者契約法第3条第1項第1号）が求められています。本件約款第11条第3項及び本件約款第12条第1項は、定義が一義的ではなく、消費者に理解し難い内容となっていることから、解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう改訂することを求める。

4 よって、申入れの趣旨のとおり条項の削除又は改訂を求めます。

以上